

埼玉福利厚生援護会だより

令和元年 冬号

2020年4月より

民法(債権関係)の大改正の概要…P2

★改正概要(消滅時効、法定利率、保証、約款など)

★保証制度の改正概要(個人の根保証契約ルール、情報提供義務)

健康保険&厚生年金保険の

保険料に関する基礎知識…p3

2019年10月の法改正に伴う随時改定をお忘れなく…p 4~5

★随時改定の概要

★固定的賃金の変動とは? / 標準報酬月額とは? / 随時改定の特例

令和元年度

地域別最低賃金…p6~7

★月給・日給の方も最低賃金以上かどうかの確認をお願いします

社会保険に加入しましょう…P8

今月の深掘り知識:パート・アルバイトの社会保険への加入義務



令和元年第3期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します



当会にて社会保険(健康保険・厚生年金)のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 048-640-6543 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。

「埼玉福利厚生援護会ブログ」「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」

特集…
最低賃金の変更&消費税10%に伴う
社会保険料の随時改定

社会保険に加入しましょう



! 経営者の方も
所得補償のある労災保険
に任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険
の保険料に関する記事は
本誌3～5ページ。

法改正

28年10月より
従業員501人以上の事業所で
健康保険・厚生年金保険の
加入対象が広がりました。

雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。



法改正

雇用保険の適用拡大。
29年1月より
65歳以上も加入対象。

健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）



当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

健康保険・厚生年金のお手続き

就業規則や労使協定の作成及び届出

助成金の申請

労務相談

給与計算、等



社会保険労務士34名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、
津久井美知子、塩島英和、西拓也、
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、
宮山隼輔、鎗野真一、山崎勝則、
菱野義将、山崎千恵理、山本均、
小山真史、井上京子、有田公明、
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、
竹内俊介、大代淳、榎原庄二、
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、
林浩太、山本隆史、神長寛人、
江本亜美

最高責任社会保険労務士事務所の所員と
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索

西村治彦の日記

検索



詳しくは当会まで

☎ 048-640-6543

埼玉福利厚生援護会のブログを公開中

埼玉福利厚生援護会

検索

今月の深堀り知識

**Q. パート・アルバイトの方の
健康保険&厚生年金保険の加入義務は？**

関連記事:3ページ「健康保険&厚生年金保険
の保険料に関する基礎知識」

*社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入は、**企業単位**で
行います。社会保険に加入すべき企業については、上段の「社会
保険に加入しましょう」をご覧ください。社会保険に加入
している企業では、**本人の意思**に関係なく、**原則、適用要件**
にあてはまる方は**全員、社会保険**に加入します。

A.

従業員数501人以上の企業の場合

所定労働時間が週30時間以上、もしくは、①～⑤すべて
満たす場合には、健康保険と厚生年金保険に加入の義務が
あります。

- ① 1週間あたりの**所定労働時間が20時間以上**。
- ② 1ヶ月あたりの**所定内賃金が88,000円以上**。
- ③ **雇用期間の見込みが1年以上**であること。
- ④ **学生でないこと**。
- ⑤ **75歳以上でないこと（健康保険）**。
70歳以上でないこと（厚生年金保険）。

従業員数500人以下の企業の場合

次にあてはまる方は健康保険と厚生年金保険に加入の
義務があります。

「**1週間の所定労働時間**」および「**1か月の所定労働日数**」
が、同じ企業で同じ業務を行っている正社員など一般社
員の**4分の3以上**。ただし、**75歳以上でないこと（健康保
険）**。**70歳以上でないこと（厚生年金保険）**。

（上記要件を満たさない場合には、加入の義務はありませんが、
社会保険に加入することについて労使で合意がなされており、
従業員501人以上の企業の加入要件①～⑤をすべて満たす方は、
健康保険と厚生年金保険に任意で加入することができます。）

編集と発行 労働保険事務組合 埼玉福利厚生援護会

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-64-1-205 電話:048-640-6543(代表) FAX:048-643-8268

E-mail: info@saitama-engokai.com URL http://www.saitama-engokai.com/